

マンガ・アニメ×DXによる「くまもと観光」活性化事業 業務委託仕様書

1 業務名

マンガ・アニメ×DXによる「くまもと観光」活性化事業

2 委託期間

契約日から令和6年（2024年）3月25日（月）まで

3 業務内容

（1）事業実施業務

本年7月にアニメ放送開始から15周年を迎えた『夏目友人帳』と連携し、アニメのモデル地として誘客が進む人吉・球磨地域において、『夏目友人帳』とデジタル技術「AR（拡張現実）」を掛け合わせた企画の実施により、国内外からの誘客・周遊促進を図るとともに、満足度の高い新たな観光体験の実現につなげる。

（ア）必要要件

ARコンテンツ制作に当たっては、アニメ『夏目友人帳』版権の既存イラスト又は描き下ろしイラストを使用すること。

（イ）対象経費

本事業で負担する経費は、業務の実施に必要なソフトウェアライセンス、機器導入費、人件費、旅費、資料作成費、知的財産権の利用に関わる経費等、一切の経費を含む。

※以下に該当するものは経費として認めない

- ・ 採択の前に発注、契約、申込み等をした費用
- ・ その他事業の目的にそぐわないと判断されるもの

（2）実施報告書作成業務

事業実施に当たっての実施手法・経過・結果・要因について詳細に記載し、以下要件を満たした報告書を作成する。

（ア）必須記載事項

- ・ 事業全体の概念図
- ・ 提案に至った経緯（現状の課題・問題点・ターゲットとする当該地域が抱える課題等）
- ・ 具体的な実施方法
- ・ スケジュール
- ・ 実施体制（グループの場合は役割分担についても記載）

- ・ 事業実施結果概要
- ・ 事業の効果
- ・ 今後の課題点
- ・ 経費内訳
- ・ 使用したサービス、機器の一覧及び説明

(イ) 報告書形式

- ・ 報告書全体を1冊にまとめて提出すること。
- ・ 電子データは編集可能な形式とすること。

4 成果品の納品

(1) 納品物

- ① 業務完了報告書
- ② 事業実施報告書
- ③ 契約内で作成した資料及びコンテンツ一式

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体 (CD-R 等) 1部

(3) 納入期限

令和6年(2024年)3月25日(月)まで

5 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する全ての成果物に係る権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全ての委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に十分な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

6 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し、業務にあたること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。